

議案第53号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平井伸治

— 87 —

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)	(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)

第2条の2 平成22年2月1日から平成25年3月31日までの間に
　　資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時雇用
　　労働者の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業に属す
　　る事業を営むもの（製造業に属する事業又は当該事業に関連し
　　て営む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置している者
　　に限る。）が新增設事業を実施する場合における前条第1項第
　　2号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同号
　　ア中「1億円」とあるのは「3,000万円」と、「10人以上」とあ
　　るのは「3人以上」とする。

第2条の2 平成22年2月1日から平成23年3月31日までの間に
　　資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時雇用
　　労働者の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業に属す
　　る事業を営むもの（製造業に属する事業又は当該事業に関連し
　　て営む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置している者
　　に限る。）が新增設事業を実施する場合における前条第1項第
　　2号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同号
　　ア中「1億円」とあるのは「3,000万円」と、「10人以上」とあ
　　るのは「3人以上」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。